

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成29年6月13日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員長	齊藤誠之	副委員長	吉成伸一
委員	田村正宏	委員	小島耕一
委員	森本彰伸	委員	鈴木伸彦
委員	高久好一	委員	君島一郎
委員	玉野宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	藤田輝夫	企画政策課長	小泉聖一
企画政策課長 補佐	村松一紀	企画政策係長	江面史彦
行政経営係長	佐々木玲男奈	企画政策課 主査 (係長級)	佐藤吉将
シティプロモ ーション課長	栗野誠一	シティプロモ ーション課長 補佐兼プロモ ーション係長	佐原勝美
情報管理係長	波多腰治	広報広聴係長	興野和人
秘書課長	磯真	秘書課長補佐 兼 都市交流係長	佐藤知子
秘書係長	岩波ひろみ	市民協働推進 課長	室井啓二
市民協働推進 課長補佐兼 男女共同参画 係長	平川雅子	統計係長	渡邊純子
協働のまちづ くり室長	相馬文彦	市民協働担当 主査 (係長級)	田中幸子

自治振興担当 主査 (係長級)	小	田	由起子	総務部長	伴	内	照	和
総務課長	田	代	宰士	総務課長補佐	高	久		修
行政係長	鈴	木	正宏	人事研修係長	福	田	真	二
給与厚生係長	田	中	薫	危機対策・放 射能対策室長	高	根	沢	寿夫
危機対策担当 主査 (係長級)	小	池	雅之	放射能対策 担当副主幹	大	木		聡
財政課長	田	野	実	財政課長補佐 兼管財係長	押	久	保	昭
財政係長	関	根	達弥	契約検査課長	増	子	芳	典
契約検査課長 補佐兼 契約係長	三	輪	敦	検査係長	相	馬	福	光
課税課長	菊	池	敏雄	課税課長補佐 兼税制係長	池	澤	直	実
市民税係長	宇	賀	神晶子	国民健康保険 税係長	田	中		綾
資産税土地 係長	平	田	篤史	資産税家屋 係長	遅	沢	友	則
収税課長	平	石	敬雄	収税課長補佐 兼収納係長	小	平	裕	二
徴収担当 副主幹	伊	藤	隆	徴収担当主査 (係長級)	横	山	純	一
徴収担当主査 (係長級)	杉	本	功	西那須野 支所長	白	井	一	之
総務税務課長	阿	見	浩二	総務税務課長 補佐兼 総務係長	高	橋		力
税務係長	井	上	芽久美	市民福祉課長	関	谷	浩	行
市民福祉課長 補佐兼市民 戸籍係長	間	彦	望	福祉係長	小	出	晶	子
国保年金係長	亀	田	祐子	生活環境係長	松	本	里	津子
産業観光建設 課長	釣	巻	正己	産業観光建設 課長補佐兼 農林係長	伊	藤	吉	之
商工観光係長	瀧		靖子	建設係長	岩	本	和	也
塩原支所長	宇	都	野淳	総務福祉課長	齋	藤	正	幸
総務福祉課長 補佐兼総務係 長兼税務係長	井	上	早人	福祉係長	伊	藤	一	裕
市民係長	平	山	隆美	箒根出張所長	白	井	孝	行
庶務係長兼 住民係長	佐	藤	久美子	産業観光建設 課長	君	島		隆

産業観光建設課長補佐兼建設係長	君 島 幹 夫	農 林 係 長	岩 瀬 眞 生
観光商工係長	増 山 博 久	会計管理者兼会計課長	松 江 孝 一 郎
会計課長補佐兼歳入係長	室 井 富 美 子	歳 出 係 長	渡 邊 眞 紀
選挙管理委員会事務局長	佐 藤 章	選挙管理委員会事務局長補佐	阪 本 和 人
選 挙 係 長	青 木 洋 人	監 査 委 員 会 監 査 係 長	選管事務局長兼務
監 査 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 兼 監 査 係 長	選挙管理委員会事務局長補佐兼務	固定資産評価審査委員会書記	選管事務局長兼務
固定資産評価審査委員会書記	選管事務局長補佐兼務	固定資産評価審査委員会書記	選挙係長兼務
公平委員会書記	選管事務局長兼務	公平委員会書記	選管事務局長補佐兼務
公平委員会書記	選挙係長兼務		

出席議会事務局職員

議会事務局長	石 塚 昌 章	議 事 課 長	増 田 健 造
議事課長補佐兼議事調査係書記	福 田 博 昭	庶 務 係 長	田 野 恵 子
	鎌 田 栄 治		

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[塩原支所]

- ・塩原支所長挨拶

[総務福祉課]

[産業観光建設課]

- ・職員紹介

[西那須野支所]

- ・西那須野支所長挨拶

[総務税務課]

- ・職員紹介

[市民福祉課]

- ・職員紹介

[産業観光建設課]

- ・職員紹介

[企画部]

- ・企画部長挨拶

[企画政策課]

- ・職員紹介

[シティプロモーション課]

- ・職員紹介

[秘書課]

- ・職員紹介

[市民協働推進課]

- ・職員紹介

[総務部]

- ・総務部長挨拶

[総務課]

- ・職員紹介

- ・議案第62号 財産の取得について

[財政課]

予算常任委員会（第一分科会）

- ・議案第61号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）

[契約検査課]

- ・職員紹介

[課税課]

- ・職員紹介

[収税課]

- ・職員紹介

[選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局]

- ・選管・監査事務局長挨拶

- ・職員紹介

[会計課]

- ・会計管理者挨拶

- ・職員紹介

[議会事務局]

- ・ 議会議務局長挨拶
- ・ 職員紹介

〔陳情〕

- ・ 陳情第 5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書
- ・ 陳情第 7号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情
- ・ 陳情第 9号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

本日は6月の定例会常任委員会にご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

改選後初めての常任委員会の開催となりますので、向こう2年間のうちの1年間、皆様と協力しながら執行部、そして私たち議員のほうがりっかりと市民のためになるような審査をしていきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

ここから先は着座にて進めさせていただきます。

それでは、審査の日程及び審査順はお手元の配付の次第のとおりといたします。

今定例会におきまして当常任委員会に付託された案件は、財産の取得に関する案件1件、陳情3件でございます。

予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件1件であります。

予算案件につきましては、関係所管課のところで分科会に切りかえて審査を行います。

議案審査において討議すべき点がございましたら、質疑終結後、申し出てください。執行部退席のもと、暫時休憩中に議員間討議を行います。

なお、今年度最初の常任委員会になりますので、付託議案がない所管課につきましても出席をいただいております。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、審査事項に入らせていただきます。

◎塩原支所の審査

○齊藤委員長 まずは、塩原支所から順次審査を進めてまいります。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。支所長。

○宇都野塩原支所長 (挨拶。)

[出席説明員自己紹介]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

塩原支所の皆さん、ありがとうございました。今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、先ほど申したとおり、付託された案件はございませんので、その他として、まず委員の皆様から何かございますでしょうか。

○吉成副委員長 (ハナモモの植栽の状況について)

○齊藤委員長 そのほか委員の皆さん、ございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、執行部の皆様のほうから何かございますか。

はい。

○宇都野塩原支所長 (塩原温泉ビジターセンター遊歩道散策イベントの紹介)

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎西那須野支所の審査

○齊藤委員長 西那須野支所の皆さん、お疲れさま

でございます。

初めに、支所長からご挨拶をお願いいたします。

○臼井西那須野支所長（挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、今回は関係する付託案件がございますが、今年度最初の常任委員会となりますので、総務税務課から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 それでは、ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

その他としてなんですが、委員の皆さんからまず何かございますでしょうか。

副委員長。

○吉成副委員長（西那須野駅前ビルの対応について）

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員（西那須野駅前の桜通りの歩道整備について）

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、執行部の皆様から何かございますか。

課長。

○阿見総務税務課長（西那須野支所庁舎高圧コンデンサーPCB検査結果について報告）

○齊藤委員長 じゃ、その他がないようなので、以上で終了といたします。

西那須野支所の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎企画部の審査

○齊藤委員長 これより企画部の審査に入ります。

初めに、企画部長からご挨拶をお願いいたします。

○藤田企画部長（挨拶。）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

◇

◎企画政策課の審査

○齊藤委員長 それでは、企画政策課の皆さんから、今回は関係する付託案件がございませんでしたので、今年度最初の常任委員会となります。課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。課長。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、案件がございませんので、その他として委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようなので、執行部のほうから何かございますか。

課長。

○小泉企画政策課長（塩原視力障害センター跡地の国への取得要望の提出について報告）

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、企画政策課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎シティプロモーション課の審査

○齊藤委員長 シティプロモーション課の皆さん、お疲れさまです。

今回は関係する付託案件がございませんが、今年度最初の常任委員会となりますので、課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

付託案件はございませんので、その他として委員の皆様から何かございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 (南都・北斗の冊子の作成について)

○齊藤委員長 そのほか委員の皆さんで何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないということなので、それでは、執行部のほうから何かございますか。

課長。

○粟野シティプロモーション課長 (とちぎの「南都」・「北斗」移住・定住促進戦略の3年間の事業内容について説明)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ほかにはないようですので、以上で終了といたします。

シティプロモーション課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎秘書課の審査

○齊藤委員長 秘書課の皆さん、お疲れさまでございます。

今回は関係する付託案件がございませんので、今年度最初の常任委員会となりますので、課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、付託案件がございませんので、その他として委員の皆様から何かございますか。

小島委員。

○小島委員 (都市交流系の業務内容について確認)

○齊藤委員長 よろしいですか。

それでは、ないようですので、執行部のほうから何かございますか。

課長。

○磯秘書課長 (リンツ市との姉妹都市提携1周年記念事業、木版画展の開催について案内)

○齊藤委員長 それでは、以上で秘書課の皆様のご審査がありませんでしたので、秘書課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎市民協働推進課の審査

○齊藤委員長 市民協働推進課の皆さん、お疲れさまでございます。

今年度最初の常任委員会となりますので、課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

[出席説明員自己紹介]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、付託案件がございませんので、その他として委員の皆様から何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 それでは、執行部から何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、以上で終了といたします。

市民協働課の皆さん、お疲れ様でした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

します。

なお、10分間の休憩をとった後に続けさせていただきますので、ここで休憩いたします。11時7分より再開いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時06分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎総務部の審査

○齊藤委員長 これより総務部の審査に入ります。

初めに、総務部長から自己紹介も兼ねてご挨拶をお願いいたします。

部長。

○伴内総務部長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎総務課の審査

○齊藤委員長 それでは、今年度最初の常任委員会となりますので、課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

[出席説明員自己紹介]

○齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入る前に、本委員会では、那須塩原市議会基本条例第12条の規定に基づき、議員間討議を行っております。議案審査において質疑終結後、委員から議員間討議を行いたい旨の申し出があった場合、執行部退席のもと議員間討議

を行いますので、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。

◇

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第62号 財産の取得についてを議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田代総務課長 (議案第62号について説明)

○齊藤委員長 説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見等をお受けいたします。

副委員長。

○吉成副委員長 それでは、ちょっとお聞きをいたしますが、今回の2台の消防車両の購入については、辞退も含めて13社からの入札があって、3社については辞退となっているわけですが、大体2台ということもあるんでしょうけれども、消防団の消防自動車を更新する場合には、大体このぐらいの業者が毎回入札には参加してきているんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○田代総務課長 消防ポンプ自動車の入札につきましては、大体同程度の業者数で入札を行っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 それでは、実際に入札に対する当然条件等があると思うんですが、我々通常点検、それから、これから操法競技会もあるわけですが、そういった際に見せていただくと車両は当然まちまちですよ。さまざまな車両がありま

すよね。その中で例えば車の排気量が違っていたり、特に自動車ポンプなんかは小型は乗せるだけです。だから違いは、今回は小型ですので、そんなに大差はないのかなという気はするんですが、昔であれば四駆であったり二駆であったり等々違ってありますよね。そういったものに対しては、今は統一された基準のもとに入札の条件というのは出しているんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○田代総務課長 もちろん車種を指定するわけではございませんので、仕様の中で、例えばエンジンはディーゼルエンジンで、排気量は何cc以上で、駆動方式は例えば四駆等々細かく決めた中で、各業者のほうで提案といいますか、その入札をしていくということでございます。

ただ、この装備品といいますか、基本的な仕様につきましては、昔から比べると多少変わってきている部分はあると思っております。基本的に更新が20年ごとでございますので、20年前とは細部が異なる部分は当然あるかと思っております。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 入札を入れる会社によって、車自体のメーカーが違うというのは当然だと思うんですね。それぞれが扱っているものがありますので、そこはわかるんですけども、今の説明の中に何cc以上の排気量という説明がございました。ということは、例えば2,000cc以上であれば、もうそれは3,000だろうが4,000だろうが見合った価格であればオーケーということになるんですか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○田代総務課長 副委員長おっしゃるとおりなんです。基本的に排気量が大きくなれば免許証の区分が違ってくるということもありますので、原則

的には今回の仕様でいけば、普通自動車運転免許で今回はオートマ限定という仕様にしております。これも時節柄でございます。オートマ限定の消防団員もかなりふえてきているということもありまして、オートマの車両を今は入札にかけているところなんです、そういった縛りはありますけれども、業者、入札するほうで例えば3,500がうちはいいいというふうなことであれば、そういうふうな提案といいますか、入札をしてくるものと考えます。

○齊藤委員長 副委員長。

○吉成副委員長 中身としてはわかりました。ということは、条件的には毎回多少の違いはあって、入札条件の多少の違いというのは、毎回違いというのは出てきているという理解でいいんですか。もうここ5年は同じとか、そういうことなんでしょう。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 やはりその時期、時期でよりいいもの、基本的に消防の世界でだんだんスタンダードになってくるようなものという形で、多少仕様を変えてくるというのはあるかと思えます。ですので、5年間はこれで決め打ちというようなことではなくて、やはり設計をして発注をする段で、そのときで一番いいものをというようなことで考えていっているということでございます。

○吉成副委員長 了解です。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まず基本的なところで20年とおっしゃっていたんですけども、20年というのは何か法律的なことで決めがあるんでしょうか。

○齊藤委員長 答弁を求めます。
課長。

○田代総務課長 法律的な決めはないんですが、やはり車両のいざというときに動かなくなるとは困

る車両でございますので、基本的に20年ごとに更新というのが市の決めでやっております。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 新しいほうが安心して使えるということもうもつともなんですけれども、メンテナンスなんかもすれば、そういうことは基本的にはないはずだと思っておりますけれども、そこでもう一つ、新しいものと古いものに性能の違いというのは、どういう違いがはっきり消防活動に当たって、こういう違いがあるんだと。要するに考え方として、この質問の趣旨は、今は古くても使えるんだよという人がいるんですよ。だから、20年たってもまだまだ使えるはずじゃないかと。だから、定期更新がいいのか、こういうこれから財政がいろいろ厳しくなる中で、無理して取りかえる必要もないんじゃないかという声も私は聞いたことがあるので、だから、単に定期更新なのか、性能がもう今の状況、この時代に高さが高くなったりは、それははしご車のようにはいかないけれども、そういう今の現況が変わったから変えるとか、性能が全然違っているんだよとか、そういった違いはあるんでしょうか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 もちろん車両性能という意味では、これは普通車も同じですけども、20年前の車とはやはり燃費であるとかという点の向上はもちろんあると思います。また、ポンプそのものにしても、真空にするスピード、入りやすさ、そういったものももちろん昔の車両に比べて違っているということがあります。そういった中でやはり緊急時に使う車両でございますので、やはりある程度の年数で更新をしていくということが必要だと考えて、こういった更新をしているということでございます。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 おっしゃっていることは理解しています。

最後に、現場の消防団員の皆さんから、これじゃもうちょっと困っているよと。ここがおかしいとか、確かにエンジンがかからなかったとか、ポンプで通常点検をやっていると思うんですけども、出すときにどうも調子がおかしいとか、そういう声は今回の車両にはありましたか。

○齊藤委員長 課長。

○田代総務課長 もちろん通常の使用に当たってのふぐあいがあれば、通常のメンテナンスなりの範疇で対応することもできますし、またその新しい車両を入れる際には、もちろん担当部が入る部の意見も聞いて、例えば可能な範囲で、この装備品はここに置いたほうがいいのか、ここのステップはこうなったほうが我々は活動しやすいんだというような、そういったオーダーがきく部分では各部の意見を聞きながらやっているところでございます。

○齊藤委員長 そのほか質疑はございますか。

君島委員。

○君島委員 もう執行されたんで発表しても問題ないかと思うんですけども、予定価格というのはどのぐらいで予定を組んでいたのか教えていただきたいのですが。

○齊藤委員長 答弁を求めます。

課長。

○田代総務課長 申しわけございません。今持ち合わせてございませんので、もしよろしければ、次の課の前に確認の上、回答させていただければと思うところでございます。

○齊藤委員長 じゃ、総務部が終わるまでに調べてまた連絡いただければと思います。

そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ございませんので、討論に移ります。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたし、これより採決いたします。

議案第62号 財産の取得については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、その他として委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (放射能住宅除染の検査体制の内容について確認)

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほか委員の皆様から。

副委員長。

○吉成副委員長 (他自治体における住宅除染事業の数量等誤りの有無について確認)

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 (住宅除染事業における数量等誤り発覚の経過について)

○齊藤委員長 それでは、執行部のほうから何かございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、以上で審査を終了いたします。

総務課の皆さん、お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎財政課の審査

○齊藤委員長 ただいまから財政課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまでございます。今年度最初の常任委員会となりますので、課長から順に職員の自己紹介をお願いいたします。

[出席説明員自己紹介]

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、総務企画常任委員会を予算常任委員会(第一分科会)に切りかえます。

—————◇—————

◎議案第61号の説明、質疑、討

論、採決

○齊藤委員長 それでは、議案第61号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔にお願いいたします。

課長。

○田野財政課長 (議案第61号について説明)

○齊藤委員長 それでは、説明が終わりましたので、各委員からの質疑、ご意見をお受けする前に、あくまで財政課の所管でございます。住宅整備事業の内容等については、お答えはできませんので、それ以外の質疑をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、皆様のほうで質疑、ご意見ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 起債を発行して、今、起債の残高幾らになりますか。

○齊藤委員長 課長。

○田野財政課長 平成29年度の現時点分の末の残高ということで見込みになりますが、355億7,056万6,000円というところで見込みをさせているところでございます。

以上です。

[「見込み」と言う人あり]

○田野財政課長 はい。

○齊藤委員長 よろしいですか。

そのほかございませんか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

[「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、本議案について、討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、委員間討議のほうは省略させていただきます。

続いて、討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第61号 平成29年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 執行部から何かございますか。

課長。

○田野財政課長 （6月補正予算の追加について報告）

○齊藤委員長 じゃ、そのほかないようですので、以上で財政課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時57分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎契約検査課の審査

○齊藤委員長 契約検査課の皆さん、お疲れさまでございます。

今回は、関係する付託案件はございませんので、今年度最初の常任委員会となります。課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今年度もどうぞよろしく願いいたします。

その他として、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 執行部の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了いたします。

契約検査課の皆さん、お疲れさまでした。

短くてすみませんです。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午前11時59分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎課税課の審査

○齊藤委員長 課税課の皆さん、お疲れさまでございます。

今回は、関係する付託案件はございませんので、今年度最初の常任委員会となります。課長から順に担当職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今年度もよろしくをお願いいたします。

それでは、付託の案件がございませんので、その他として委員の皆様から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 (マイナンバー関係通知の誤送における対応について)

○齊藤委員長 ご意見ということで。

その他、委員の皆さん、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部の皆様から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人

あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了いたします。

課税課の皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時03分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会

を再開いたします。

◇

◎収税課の審査

○齊藤委員長 収税課の皆さん、お疲れさまでございます。

今回は、関係する付託案件はございませんので、今年度最初の常任委員会に当たりまして、課長から順に職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、付託の案件がございませんので、その他として、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了いたします。

収税課の皆さん、お疲れさまでした。

まだお待ちください。

これで総務部の審査は全て終了となります。

最後に、総務部として何かございますか。

課長。

○田代総務課長 私どもに投げかけられましたご質問に対してのお答え、用意できておりませんで、誠に申しわけございません、準備不足でございました。

先ほどの小型動力消防ポンプつき積載車予定価格は、ちょっとベタ読みでいきます、21998676、2,199万8,676円でした。ちなみに落札率は89.15%というところでございます。よろしく

お願いいたします。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

部長のほうで何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 じゃ、これで総務部の審査は全て終了となります。

お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 零時10分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

○齊藤委員長 選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の皆さん、お疲れさまでございます。

初めに、事務局長から、自己紹介も兼ねてご挨拶をお願いいたします。

○佐藤選管・監査事務局長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今回は、関係する付託案件がございませんので、今年度最初の常任委員会ということですので、局長補佐から順に職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、案件がございませんので、その他と

して、委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部の皆様から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了といたします。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の皆さん、お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 零時15分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎会計課の審査

○齊藤委員長 会計課の皆さん、お疲れさまです。

初めに、会計管理者からご挨拶をいただきます。

○松江会計管理者 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ただいま管理者のほうからございましたとおり、付託の案件がございませんので、今年度初の常任委員会ということもございますので、課長補佐から順に職員の自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、付託の案件がございませんので、そ

の他として、委員会の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、執行部の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了いたします。

会計課の皆さん、お疲れさまでございました。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 18分

再開 午後 零時 19分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎議会議務局の審査

○齊藤委員長 議会議務局の皆さん、お疲れさまです。

初めに、局長からご挨拶をお願いいたします。

○石塚議会議務局長 (挨拶。)

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今回は、関係する付託案件がございません。そして、今年度最初の常任委員会ということで、自己紹介をしていただこうと思ったんですが、課長から順に自己紹介をお願いいたします。

〔出席説明員自己紹介〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。改めて、今年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、付託の案件がございませんので、そ

の他として、委員の皆様から何かございますか。

事務局で聞いていただければ。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、ないようですので、事務局のほうから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、以上で終了いたします。

議会議務局の皆さん、お疲れさまでした。

ここで、職員退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時 21分

再開 午後 零時 22分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 各委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、事務局から何かございますか。

事務局。

○事務局 (事務連絡。)

○齊藤委員長 (委員会の傍聴人数を12名とすることの確認及び所管事務調査について)

—————◇—————

◎散会の宣告

○齊藤委員長 それでは、以上で本日の委員会を散

会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 零時25分

総務企画常任委員会及び予算常任委員会（第一分科会）

平成29年6月14日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（9名）

委員 長	齊藤 誠之	副委員 長	吉成 伸一
委員	田村 正宏	委員	小島 耕一
委員	森本 彰伸	委員	鈴木 伸彦
委員	高久 好一	委員	君島 一郎
委員	玉野 宏		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

参考人（1人）

桑原 史朗

出席議会事務局職員

書記 鎌田 栄治

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項
〔陳情審査〕
 - ・陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書
 - ・陳情第7号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情
 - ・陳情第9号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情
4. その他
5. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会以前に引き続き、総務企画常任委員会を再開いたします。

昨日は、付託案件に関するご意見、ご協力、審査をいただきまして、まことにありがとうございました。委員各委員おかれましては、本日も慎重なる審査とともに円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。

本日の審査は陳情3件でございます。

また、本日、当常任委員会の傍聴希望がございます。議会基本条例第7条により議会の会議は公開を原則としております。昨日開催した総務企画常任委員会において、傍聴者の人数につきましては12名を限度に先着順にすることに決定しておりますので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを認めます。

◎陳情の審査

○齊藤委員長 それでは、ただいまから陳情の審査に入ります。

◎陳情第5号の説明、質疑、討論、

採決

○齊藤委員長 陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○鎌田事務局書記 (陳情第5号について説明)

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がございました。

なお、この件に関しまして、本日、参考人として川の日を国民の祝日にしよう会会長、桑原史朗氏、同行者として副会長、高山重隆氏、幹事、熊田克彦氏の3名の方にご出席をいただいております。

委員会を代表いたしまして、参考人の皆様にご挨拶申し上げます。

本日はお忙しいところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。心から厚く御礼を申し上げますとともに、忌憚のないご意見を述べていただきますようお願いいたします。

また、参考人に申し上げます。

本委員会では桑原会長のみ発言を許可します。委員からの質疑に対し、意見内容がまとまりましたら、その都度、挙手をお願いいたします。私が指名をいたしますので、指名後は着座のまま発言くださいますようお願いいたします。

また、参考人は、委員に対し質疑することができないことになっておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、初めに、桑原参考人により本陳情の趣旨を簡潔にご説明願います。着座で結構です。

○桑原参考人 よろしいですか。

○齊藤委員長 はい、大丈夫です。

○桑原参考人 ご紹介いただきました川の日を国民の祝日にしよう会の会長をしております桑原と申します。本日は、意見陳述を行うこういう機会を設けていただきまして、心より感謝申し上げます。

私も年をとるにつれまして、最近どうも活舌がちょっと悪くて、皆さんにお聞き苦しいところがあるかと思いますが、ひとつご容赦いただきまして、今後ともひとつよろしく願い申し上げます。

ます。

私のほうから引き続き申し上げてよろしゅうございませうか。どのくらいの時間があるんでしょうか。どのぐらいいただけるんでしょうか。

[「いいんじゃないですか」と言う人あり]

○齊藤委員長 いいですか。

○桑原参考人 よろしいですか。

○齊藤委員長 よろしくお願ひします。

○桑原参考人 では、述べさせていただきます。

川を愛し、川の恵みに感謝する運動は、日本全国津々浦々いろいろな形で展開されています。特に河川愛護諸団体の長年にわたる日本文化を守り育てる活動に対しては、心から敬意を抱いております。

私たちの会は、少し視点を変えまして、国の祝日法に新たに川の日を加え、国民みんなで川の恩恵に感謝し、川の大切さを考え直す記念日祝日とする運動を起こしました。その思いは、もう皆さんご存じだと思うんですが、国民の祝日法の第1条に、自由と平和を求めてやまない日本国民は、美しい風習を育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を築き上げるために、ここに国民こぞって祝い、感謝し、または記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づけると定義されております。まさに川の日は、この趣旨にふさわしい祝日と思ったからであります。どうぞ私たちの会の活動理念をご理解いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これから趣旨を説明させていただくわけですが、ふるさとの自然の恩恵に感謝する記念日として、昨年8月11日に山の日が国民の祝日になり、各地で盛大に記念事業が行われました。海なし県民にとってのふるさとは、山と川が一体となって初めてふるさとになるのではないでしょ

うか。川の日は、既に平成8年に国土交通省が、また奈良県や地方自治体等で条例を制定し、数多くのイベントを開催して、希薄化した河川とのかかわりを見直し、河川に対する人々の関心を取り戻す活動をしております。

しかし、国民の祝日でないため迫力に欠け、いまいち国民の幅広い層への広がりを見せてはおりません。祝日になれば、テレビ、新聞等マスコミで大きく取り上げられ、国民の関心度、存在感がうんと大きくなってくると思われます。このことは、国民みんながふるさとの自然、川への関心を取り戻すきっかけにつながり、川の大切さやすばらしさを次の世代へ引き継いでいけるものと確信しております。また、栃木に流れる多くの清流がつくり出している歴史や文化遺産を持つふるさとの魅力アップにつながり、観光立県として全国そして最近では世界への発信に弾みがつくと考えております。

これまでの活動経過なんですが、こういう考えのもとに活動を行いまして、昨年1月に河川清掃活動団体や蛍愛好会などボランティア活動をしている人たちと会を発足し、県内全ての市町議会へ陳情活動を実施してまいりました。先ほど事務局さんからも説明がありましたが、昨年6月で10自治体、9月で6自治体、12月で6自治体と、昨年の12月末現在で22の自治体で同意を得て意見書が内閣総理大臣を初め、国の行政庁及び栃木県知事へ提出されております。このように私たちの会の存在が少しずつ知られるようになり、流域住民や県民と一緒に活動しやすい環境が整いつつなってきたのではないかと思います。

そこで、初めてのイベントとなる講演会をことし2月19日に開催いたしました。これからの活動が正念場になると考え、川の祝日実現を目指して、県民が一丸となって栃木県から全国へ先駆けて力

強く発信していきたいと思ひます。そのためには私たちの会の組織も拡充いたしまして、会員の人生経験豊かな発想と知恵と人脈も出し合い、県民総決起大会の開催を目指して頑張っていこうと思ひております。

その具体的な活動として3つほど上げております。1つ目は、県・市町議会の全てから採択が得られるよう陳情活動を継続してまいります。2つ目、流域河川の愛護諸団体へ、一緒に考え一緒に取り組んでもらえるよう賛同を呼びかけてまいります。3つ目、各地区の賛同者の支部を立ち上げ、住民と一緒に活動する輪を広げていきたいと考えております。

以上3項目、どれ一つとっても大変なパワーが必要となっていきますが、私たちの会の趣旨を理解していただけるよう、熱意を持って賛同者の輪をふやしていきたいと考えております。そして、身近な河川への関心を取り戻し、県民の盛り上がりを高めていきます。同時に、恵まれた栃木の清流に誇りと愛着を生む川の日祝日の実現を目指して、新聞とマスコミの力を借りながら一步一步運動の輪を広げていきたいと思ひております。

また、人間にとって川は空気と同じように感じている身近なものであり、水が流れている川の豊かさ、大切さ、楽しさ、美しさ、やさしさ等の恩恵を我々が無意識のうちに享受しております。自然界の中で人が生きていくすべを教えてくれるのも川であると思ひます。

一方、私たち人間にとって自然界と共生しなければなりません。自然の川は100%安全ではありません。天災は忘れたころにやってくる警句のように、常日ごろから突然の川の猛威、自然の力を学習し、減災対策に努めなければなりません。日本全国どの自治体でも、自治、治水、下水を担当する部署があり、長きにわたり地域住民の安心・

安全に貢献されております。近年は、地域住民でつくる自主防災組織が、住民みずから河川の点検や防災訓練など実効性の上がる自助活動の広がりを見せてきております。また、高度成長時代に都市化が進み、環境問題から親水が重要視されるようになり、自然護岸が見直され、川への親しみを取り戻そうとする市民の要求も高まってきております。

最後になりますが、余りにも身近に流れている川は、私たちの日常生活に密着しているため、当たり前のことと感じている人が多いのではないのでしょうか。1年を通じて季節感豊かな景観を楽しませてくれる栃木の魅力アップに貢献しているこの川の果たす大きな役割と川の恵みに感謝する、川の日祝日の法制化運動の輪を海なし県ここ栃木県から全国に先駆けて発信していきたいと、またその意義は大きいと考えております。ぜひお力をお貸しください。よろしくお願ひ申します。

ご清聴ありがとうございました。以上でございます。

○齊藤委員長 ただいま参考人より陳情の趣旨をご説明いただきました。

これより質疑に入ります。

委員の皆様で質疑等ございますでしょうか。

高久委員。

○高久委員 今お話の中で、全国に先駆けてと、栃木県からというお話がありました。全国の県の中では、この陳情どんなぐあいになっているんだか、聞かせていただけると。

○齊藤委員長 参考人。

○桑原参考人 具体的に陳情活動をされているかどうかというのは、私たちはインターネットで見ているんですが、現在のところはありませぬ。具体的にこの陳情書を提出して活動を起こしているのは栃木県だけだと私は思ひております。条例とい

うのは、先ほども申し上げましたように、島根県だとか、あとは地方自治体で何県、何市町村かで実際に条例をつくって川を大切に思っている、運動を起こしているところはあると聞いております。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 この川の日を国民の祝日にしよう会というのは、いつごろ始まりまして、そしてこれまでにどのぐらいの会員さんが入ってまして、そして現在、支部等がありましたら、どんな支部があるのか教えていただきたいと思います。

○齊藤委員長 参考人。

○桑原参考人 最後の質問の支部ということなんです、実はまだまだ一般の住民の方、市民・町民の方に行き届いておりませんので、まだこれから各県内の各自治体さんの採択をいただいて、それでこれからの第2の運動の目玉にしたいと考えております。今のところは支部はまだつくっていません、これからです。

それと、いつごろから考えが始まったと申しますと、これは考えというのは、これは私個人的なものになってしまうんですが、実は3年前に自分でもこの考えを持ち出しましてできたんですが、きっかけというのは、2年、3年前ですか、山の日が国民の祝日に制定されたのが新聞報道されまして、私たちもふるさとを思う気持ちは全く同じでありまして、山がふるさと、海なし県であれば山だけではなく、やはりそれ以上に川に接している人たちの住民のほうが多いわけですから、やはり山じゃなくて川も一緒にあって、初めてふるさとになるのではないかなと思ひまして、じゃ、これは川の日も祝日にしたいという気持ちが湧きました。

そういうことをいろいろ考えて、2年ぐらい考

えて行動したんですが、その考えを友人から、いい考えだからぜひとも会をつくって見たらどうかというので、壬生の町民の方に声をかけをしましたら、同じ思いを持っている方が25名おりました、それで会を昨年1月23日に発足をいたしました。会員の中ではほとんどが高齢者の方なんです。若い人のバイタリティーのある方はいけませんので、何かいい方法はないかという形をとりましたら、皆さんからのお考えもあり、私もそうだったんですが、まず陳情書の提出から始めてみようという形からスタートしたわけです。それが現在にまでつないでいる。ですから、まだ本当に大きな住民パワーとしての活動というのはこれからになるわけですね。そういうような状況です。よろしいでしょうか。

○小島委員 わかりました。

○齊藤委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 1年というのは365日、日にちが決まっている中で、祝日がそうしてどんどんふえていくと、その一日一日が重みが減っているような私は気がしているんですね。海の日もあります、山の日もできたということなんですけれども、山の日に対する、ようは国民とか市民、地域の都市も自然の中、そんなに日常がない中で、川の日を制定すると国の祝日になるわけですね。それが本当にどのように変わる、そしてそのことによって何が改革されていくのかということをごどのように考えていますか。

○齊藤委員長 参考人。

○桑原参考人 大変難しいご質問だと思うんですが、確かに祝日がふえるということは、それだけ休みの日はふえますから、特に教育関係の方たちは、児童たちの授業日数が少なくなるとか、あるいは企業を営んでいる方が、経営日数が少なくなるわけですから生産性が落ちるとかいう、そのご

指摘も多々あることは十分わかっております。

ただ、山の日のときもそうだったんでしょけれども、やはりそういうことをまずクリアするというのが、まず子供たちの授業に影響のない日とか、それから産業界に生産性への影響がないような日にするとか、そういう日も問題はありましたので、私たちの会は、一応7月7日が国交省で川の日という形になってはいますが、日にちについては書いてもらっていません。理念の中にもうたっておりません。というのは、最終的にはこれで国が決めることになると思いますので、そのときに日にちの設定のときにやはり山の日と同じように、非常に影響の少ない夏休みの期間中ですか、ましてやお盆休みにつなげるとか、そういういろいろな案が出てくるのではないかと思いますので、あえて日にちは言っていません。

今、委員さんのご指摘のように、どんなメリットがあるのかということなんですが、具体的にはこうなります、あぁなりますということは、ちょっと私どもわからないと思います。

ただ、言えることは、私、みんなそうなんですけど、現職のときみんなサラリーマンをしていて、有給休暇というのはあったわけですけども、なかなか有給休暇をとれない。外国は、確かに日本よりも国民の祝日が少ないかもしれませんが、でも、有給休暇を重ねると年間の取得率というのはすごいんですね。日本はまだまだなんです。日本というのは、皆さんもご存じだと思うんですが、やはりおもてなしの心じゃないですけども、相手をいたわる気持ちというのは非常に多いですから、結局我々現職のときに、休みをとろうと思っても、私が休みをとるとほかの人にその仕事がしわ寄せするわけですね。そういうことを思い余って、なかなか休暇を有給休暇をとれないということも非常に肌には感じていましたんで、やはり今、

国でも働き方改革だとか休み方改革とかいろいろ議論されてくる時代になりました。ですから、日本人の意識変革ですかね、やはりまず祝日であれば手を振って休めますんで、そういう休むことによって家族サービスもできるでしょうし、いろいろなブームも生まれてくると思います。そういう意識変革をする一つのきっかけになっていただければうれしいなど、そういうのも一つの大きな目標で考えています。

あと、いろいろあろうかと思いますが、また波及効果というのが生まれてくるんじゃないかと思うんですね。そういうところを期待しております。よろしいでしょうか。

○齊藤委員長 森本委員。

○森本委員 この川の日というのがもし制定される、祝日として制定されるとなると、本市の場合には観光地なんかでも川も結構いい川がありまして、釣り客であったりとか、キャニオニングだったりとか、カヌーだったりとか、そういう観光でもよく来るという、そういう観光客を呼び込む効果というのはあるのかなというふうに思うんですけども、ただ、これは制定されるためには全国的な動きというのが必要だと思うんですけども、他県、全国的にどのようなアプローチをしていくのかという考えというのはお持ちですか。

○齊藤委員長 参考人。

○桑原参考人 懸案事項、懸案事項で本当に恐縮なんですけど、まだ立ち上がって間もないこともありますし、将来的にはそれをももちろん考えていきたいと思っていますけれども、これからいろいろ町・市議会さんでいろいろ採択していただきましたら、もうその中でいろいろなアドバイスをいただくなり、また、これこの後、県の議会のほうにも提出させていただきますけれども、そのときに初めて他県に対する進め方とか、そういうもの等

いろいろアドバイスをいただきながら、会も充実するということになっていくという形で、期間は長くなると思いますけれども、おっしゃったように、最終的には観光立県としても潤うような形になっていく、それが全国的に広がれば外国からの観光客の誘致にもつながってくると思いますので、そういうのはこれからの課題でありますので、今こういった結論的なものというのはまだです。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

副委員長。

○吉成副委員長 私のほうからは、この陳情にも記載がありますけれども、実際には平成8年に当時の建設省が川の日として7月7日を制定したと。我々は、これは子供たちもみんなそうですけれども、7月7日イコール七夕ですよ。天の川というのもあって、当然それが根本にあって川の日なのかという、その理解はできるんですけれども、この仮に祝日になった場合には、先ほどのお話のように、別に7月7日とはこだわらないというお話がありましたけれども、やはり一番は川の日という、このもの自体を国民がもっと幅広く認知しなければいけないんだと思うんです。そこがこの活動の骨子になってくるんじゃないかなという気がしているんですが、その捉え方はどう捉えていますか。

○齊藤委員長 参考人。

○桑原参考人 川の日という認知度が非常に少ないということは十分わかっておりまして、確かに国の一つの象徴ですね、川の日という日を制定しておりますけれども、私もわからなかったですし、もうかなりの方は川の日というのがあること自体もわからないんじゃないかと思っておりますので、それを広めるために、まずそれを国民の祝日にしましょうという形で立ち上げたわけですが、これが川の日が国民の祝日にしましょうというのが、

今、最終目標ではないわけですね。その先にあるわけですね。その日をもっていろいろ川を大切にするという気持ちを植えつけるきっかけになってほしいと、そういうのには今までも長年、川に対するご苦労されてきている方たちがたくさん団体もありますので、そういう人たちのお知恵を得ながら、あるいはその人たちの後押しになるようなための祝日ということも含まれているんじゃないかなと思っています。

○吉成副委員長 ありがとうございます。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

小島委員。

○小島委員 ちょっとアドバイスというわけじゃないですけども、これからやっぱり県とか他県とか、そういうところにPRして、これを国民の祝日にしようというときには、かなりしっかりとした基盤が必要だと思うんです。そういう面で、この陳情書を見たときに一番抜けているのは、実を言うと、川の恩恵を受けているのは何かということです。実を言うと、川の恩恵を受けているのは稲なんですよ、本当は。だから、稲、稲作文化、この稲作文化を支えていたのは川だということをまずは入れないとだめです。この稲作文化の感謝、食べているものが人間の体につながり、そして食になり、そしてそれを感謝するという、この川と農業と稲と、そういう連帯感を向いた川の日という位置づけにしていけないと、感謝の心が広がらないです。だから、そういう面では、例えば農村文化ではさなぶりなんかとって、昔の田植えが終わったときに、その水の恩恵、植えた、終わったの恩恵、そういうものを感謝するのがさなぶりという形ですけども、やはりそれと同じように、この川の日もそういう感謝の、川の感謝、要は川が出てきた、水が農村の稲を育てる。そして、それを米として、そしてそれが人間の体につながり、

そして今の日本の国民の精神性を伝えつつっているんだというところをまずは基盤に置いて、その後レクリエーションとか自然の環境とかという、こういう組み立てで意見書をつくっていったほうが、周りの方々に受け入れやすくなると思いますので、そんなところをちょっともう一回皆さん方と議論して、そういう基盤みたいなところからスタートしていくと、この川の日というのはもっと県なり、ほかの県なり、そして日本の国、そして天皇制の中でも天皇陛下は毎回稲を植えているんです。そういうようなところまでつながったような意見書をつくっていったほうがよろしいかと思えますので、頑張ってもらいたいと思います。

○齊藤委員長 今のは意見でよろしいですか。

○小島委員 意見で結構です。

○齊藤委員長 では、大丈夫です。

そのほかございますでしょうか。

よろしいですか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 それでは、ほかに質疑がございますので、これをもって参考人に対する質疑を終了いたします。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたりまして貴重なご意見を述べていただきまして、心から感謝申し上げます。

本委員会としてただいまのご意見を今後の審査に十分生かしてまいりたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

ここで参考人退席のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。

本陳情案件に対しまして、各委員のご意見をお受けいたします。

何かございますか。

森本委員。

○森本委員 先ほど参考人質疑でも申し上げたんですけれども、観光という部分での本市にとっての川の日のメリットというのは大変大きいものがあるかなというふうに感じております。特に国内でもそうなんですけれども、世界的に見た場合に、日本ほどきれいな清流がたくさんあるところというのは少ないんです。日本人自身は余りにも川が身近なものですから、その川の恵み、水の恵みということに気がついていない部分があると思うんです。ただ、世界から見ると、この日本のこの川の文化というか水の文化というのはとても魅力的なので、外国からのお客さんを呼び込むだけの魅力のあるものだと思います。それを国民の休日、祝日という形で制定することによって、例えば世界のほうに発信することができれば、海外からのお客さんを迎えるという部分にもつながっていくということから、私は、この川の日今回のこの陳情に関しては採択すべきじゃないのかなというふうに感じております。

○齊藤委員長 そのほか委員からのご意見ございますか。

玉野委員。

○玉野委員 参考人の中で意識変革という言葉が出されました。とても大事なことであって、もっと大きいことからすれば、人口が減っている、経済成長をどんどん追いかけていいのかという中で、やっぱり地方創生という中で田舎の魅力、これ生きていく基盤ですね。それを確認するという意味

で、やっぱり川というもの、山というものは、生命権をサポートするというのはとても大事なことです。森本委員もが言われましたけれども、そういう自然と一体になって生きていくというアジア圏、日本というのはとても魅力のある地域ですから、それを国民で共有していく、教育の中で生かしていく、地元の魅力にしていく、こういうふうにしていくということのきっかけとしてはとても大きいことだと思いますので、私は採択していただきたいと思います。

○齊藤委員長 そのほかご意見ございますか。

吉成副委員長。

○吉成副委員長 海なし県のやはり栃木県が、今こうやって水の恩恵、川の日国民の祝日というアプローチをされたというのは、ある面すごく意義深いことなのかなと思います。桑原さんもそうでしょうし、私もそうですけれども、泳ぎを覚えたのは川で覚えました、プールが当時なかったのですから。それだけ我々子供のときには、川というものが身近な遊び場の一つだったわけですね。残念ながら、現在は川で泳ぐなんていうことはできませんので、そういう観点からいくと、やはり今の子供たちは、川というものに対する考え方というか捉え方がちょっと我々とは違うのかなという気がするんですね。そういった面からいくと、この2番で、子供たちには健康な心が培われるという文言が入っていますけれども、そういった子供たちの教育という観点からも非常に意義のある今回は陳情の内容じゃないかと、そういったことも含めて、私も採択すべき陳情だとそのように思います。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 ほかの県の状況とか、それも聞きました。どのぐらい運動が広がっていくのかな、まだ

始まったばかりという状況があるんだと思いますが、今、吉成委員から川で泳ぎを覚えた、私ら、この年代ですので、川に行けば1日遊べる、1日しっかり地域の状況も先輩も後輩も一緒に川でいろいろなことを学んだというのはありました。こういう中で那須塩原市の自然というのは非常に恵まれて豊かなところだというので、観光立県という話もありました。私は、まだ運動は始まったばかりだと思いますが、ぜひしっかり運動をされて、目的達成されるように頑張っていたいただきたいと思っています。

○齊藤委員長 小島委員。

○小島委員 今ちょっと参考意見言いましたけれども、基本的にはスタートなんで、今回は、私もこれについては賛同したいと思っています。

ただし、やはりこれを広げていくのには、かなりの国・県、他県まで同意を得るというのはなかなか苦勞する仕事だと思うんです。また、河川愛護団体だったり、今後やはり各地区に水利を取り持つ土地改良区等もございます。そういう方々まで幅を広げていながらやっていくことが重要だと思っています。そういう面では、今後の活動を期待して賛同したいと思っています。

○齊藤委員長 よろしいですか。

それでは、他に意見がないようですので、これから討論に移らせていただきます。

討論はございますでしょうか。

君島委員。

○君島委員 それでは、討論させていただきます。

私は、本陳情について採択という立場で討論をさせていただきます。

本市には那珂川、熊川、それから蛇尾川、箒川と4つの河川が流れております。本市におきましては、大変これらの川の恩恵は大きく受けている状況でございます。

その一つが明治の開拓におかれまして、荒涼としていたこの那須野ヶ原が現在のような形になりましたのも、水の量が豊富な那珂川という川がありまして、そこから日本三大と言われます那須疏水を引いて那須野ヶ原に水を供給したということで、そのためによりましてこの那須野ヶ原が開墾され、本市の主産業であります農業の発展につながったということで、大変川の恩恵を受けているところでございます。

もう一点につきましては、先ほど皆さんの意見からも出ておりましたとおり、塩原、板室という2つの温泉を抱えております。この2つの温泉につきましても、両方とも川が清流が流れるところに温泉街がありまして、その風光明媚なものが観光客を喜ばせ、また観光客をリピーターとして呼び込むという形で、本市の主産業であります農業それから観光、こういったものに対する恩恵が多大なものがございます。それらも、川に対しまして川を考え直す、趣旨の中でありましたとおり、川の恩恵を考え直すきっかけとなる記念日としたい、そのために国民の祝日にしたいということの意見趣旨でございますので、私は、そういった内容から本件の陳情につきましては採択をすべきものと思います。採択すべき陳情であると思いますので、採択に賛成をいたします。委員各位におかれましても、同陳情に対しましてご賛同いただけますようお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○齊藤委員長 ほかに討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

まずは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 ありがとうございます。

賛成過半数と認めます。

よって、陳情第5号は採択すべきものとするに決しました。

以上で陳情第5号の審査を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時39分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

ただいま陳情第5号 「川の日を国民の祝日に定めること」を求める意見書に関する陳情書について採択すべきものとするに決しました。

つきましては、最終日の本会議においてこの陳情が採択された場合には、国への意見書を提出することに関し、当委員会として本会議で発議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 それでは、提出されている意見書を参考に、今後、委員会で検討を重ね、本市議会としての案を作成していきます。

ほかにご意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、6月21日の全員

協議会で全議員にお示した上で、最終日の本会議においてこの陳情が採択された場合には、意見書の提出について委員会発議することといたします。

それでは、暫時休憩といたします。

10分間、10時50分より会議を始めます。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎陳情第7号の説明、質疑、討論、採決

○齊藤委員長 続きまして、陳情第7号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○鎌田事務局書記 (陳情第7号について説明)

○齊藤委員長 ただいま事務局から説明がございました。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

田村委員。

○田村委員 今まさに国会で大詰めを迎えていますこの組織犯罪処罰法改正案、いわゆるテロ等準備罪ではありますが、テロなどのような国際的に重大な組織犯罪の発生を国内で未然に防ぎ、また、人々の平和な暮らしや命を守るために、私は法案の成立が必要だと考えます。

当然、世界187カ国・地域が既に加盟していま

す、日本は加盟していませんけれども、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)について、我が国は一日も早く加盟国になり、国際協力を可能にする必要があるものと。あと、あわせて今後、日本はオリンピックであつたりワールドカップであつたり、世界中の人々が注目する国際的なイベントを控えています、断じてそういったイベントをテロの標的にさせてはならないというふうに考えます。そのためにも、どうしても法的な担保が必要だと思いますので、私はこの法案の成立は必要だと考えます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほか意見ございますでしょうか。高久委員。

○高久委員 今発言がありましたように、今、国会で参議院のほうに審議が回ったという状況です。衆議院で30時間、または参議院のほうは20時間以内でやるというところで審議の真っ最中と。何としても今国会で成立させるという与党側と、大変今までの日本の法体系の中で法そのものを根本から変えていくという、犯した犯罪を処罰するのではなくて、考えたことも処罰していくという、非常に近代の法律の中では、法体系そのものを根本から覆すような大変な法案というものは、やはりしっかり審議する、徹底審議することが必要と考えております。

そうした中で、国連の話が先ほど出ましたが、国際組織犯罪防止条約、TOCの条約締結に必要とって共謀罪の法案を推進しておきながら、国連の人権にかかわる担当者からの異論が出ています、こういうものに対して一切に耳を貸そうとしない。そういう中で、日本のペンクラブが加盟する国際ペンそのものも、非常に人権にかかわる問題としてこのまま見ていられないということで、警告も言っています。そういう弁護士や法研究者

の間からも、慎重もしくは廃案という、そういう対応が求められています。

国際犯罪組織の対応に関しては、この共謀罪がなくてもT O Cの条約は締結が可能と、こういうことも既に発せられています。そうした中で、日本はこのままこういう次世代にさせていいのかという問題があります。

先日配られた全国市議会旬報という中でも、この2月から4月に可決した意見書・決議の中で、共謀罪について法案の提出の断念、撤回または慎重な対応をとというのは、既に2月から4月の中だけでも11自治体が意見書を出しております。

こうした中で、那須塩原市もしっかりとこの民主主義を守り、法律を守るという立場から、この意見書は採択すべきという立場です。

○齊藤委員長 そのほかご意見ございますでしょうか。ありませんか。

吉成副委員長。

○吉成委員 私は、この意見書については不採択という立場でお話をさせていただきます。

実際に、今現在は自民党・公明党による連立政権なわけですが、それ以前は民主党政権だったわけですね。民主党政権が3年半近くあったわけですが、当時、民主党は、この共謀罪に対して、共謀罪自体をつくらなくても十分にT O C条約には加盟ができると、そういうマニフェストで出したわけなんです。しかし、現実的にはできなかつたわけです。それはどうしてかといえば、やはりこのT O C条約の中で重要な部分というのは、合意罪であったり参加罪、この2つがしっかりと国内法に明記されているかどうかということなわけです。

今議論になっているのは、187カ国がT O Cに既に締結をしているということでありましてけれども、その中で新たに法律を整備した国というのは

ほとんどないでしょうとされています。それは確かです。とはいえ、じゃ、なぜ新たな法律をつくらないかといえば、既にアメリカであったり、それからイギリスもそうですし、ヨーロッパ等は特にそうですが、もう合意罪が国内法で整備されているわけですね。他の国において批准しているところも、参加罪はもう国内法として整備されているわけです。ですから、このT O C条約に締結をするようにしているという流れになっております。

今、国連加盟の国というのは、全世界で198カ国だったと思います。そのうちの187カ国がこの条約に締結しているわけですが、締結していないのは日本を初め、わずか11カ国です。特に先進国と言われる中では、日本だけが締結していないわけです。北朝鮮でさえ、この条約には実は締結をしているわけですね。

そういった観点から見ても、今回のこのテロ等準備罪については、間違いなく成立をして、やはり先ほど田村委員のほうからも話がありましたが、日本はこれから大きな大きな国際的なイベントを控えているわけです。2019年にはラグビーのワールドカップが開催をされます。そして、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされます。たまたまですけれども、きょう6月14日というのは、このオリンピックの旗、五色旗が制定された記念日でもあるわけなんです。そういったことはちょっと余談になりますけれども、そういった多くの海外の方々がこの日本を訪れると。その中で、やはりそういった方々の生命をしっかりと守っていくためには、この法整備は絶対に必要だなと私は考えています。

よって、今回の陳情に対しては不採択という考えであります。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかご意見はございますでしょうか。

高久委員。

○高久委員 今、大きなイベントの話が出ましたので、その大きなイベントに関する話をしたいと思います。

共謀罪がないとT O C条約が締結できないという主張でしたけれども、国際的にも……

〔「いや、共謀罪じゃないですから、これ自体。」と言う人あり〕

○高久委員 まあ、テロ等の犯罪ということで、組織犯罪防止法改正というところなんです、T O Cの条約がないということ、締結の手続に関する国連の「立法ガイド」、これをつくったニコス・パッサス教授というんだそうですが、東京オリンピックのようなイベントの開催を脅かすようなテロなどの犯罪に対して、現在の法体系では対応できないという、国のほうの政府のほうの説明があります。しかし、この立法ガイドでは、「こうした大きなイベントの開催を脅かすようなテロ犯罪に対して、現在の法体系で対応できないものは見当たらない」と、つくった人がそう言っているんですね。

ですから、この条約そのものは、そういうものがなくても大丈夫だというのは明らかです。ですから、今の日本の法体系の中で既に条約を結んでいる中で十分対応ができると、そういうことも明らかになっています。そういう中で今、審議が行われているということです。法案の問題点を徹底的に審議を行った上で、はっきりした採決、徹底審議と廃案という方向に目指すべきが当然というふうに意見を提案します。

○齊藤委員長 そのほか意見ございますでしょうか。

玉野委員。

○玉野委員 陳情内容を読めばそのとおりです。

私は、採択したいんですね。同時に、この議会でもやりとりしておりますし、国も大きく何党、何党でやりとりしてはいますが、見えていないというか、個人個人、一人一人の人間が生きる上で、どういうことになれば生きていけるのかという中の個人のプライベートなことを、大きなイベントがあるから、とても大事なんだから、これはオリンピックとかですね、さまざまな。そういうことで何か個人の非常に大事なものがかぶされていく、イベントをやるからすごく大事なんだから、テロが起きちゃいけないから、そういう中で個人の尊厳というか、情報というのが侵されていく。スノーデン元C I Aの職員が、このことについて「日本における『大量監視』の始まりだ」と言っていますね。日本にこれまで存在していなかった監視文化が日常的なものになると。そういう声をもっともっと個人というか、私たち一人一人が明確につかんで、大きなイベントをやるのはやるで必要なことですが、やはり一人一人の人間が正しく生きれる、コントロールされないということが大事な原点だと思います。

私は、陳情書を採択してもらいたいです。

○齊藤委員長 そのほかご意見ございますか。

田村委員。

○田村委員 そもそも審議時間が短いとか、いろいろな批判があるのは私もそのとおりだと思います。

ただ、どうしても報道がちょっと偏っているとか、実際、今回の審議を進める中で、かなり国民の不安を払拭するような形で改善がなされている部分があるというのはよく知られていないところだと思うんですが、例えば今回のこのテロ等準備罪が成立する要件として、一般の民間団体、労働組合等に所属し、働く人々が捜査の対象になることが絶対ないように、犯罪の成立の要件を厳格に定められました。具体的には、殺人や人身

売買など重大な違法行為を目的とする団体が犯罪の遂行を具体的・現実的に計画し、計画に基づいて準備行為が行われたという事実を確認して初めて成立するということでもなりますので、私は、今回のこの法案の成立には賛成をいたしますし、陳情内容の採択には賛成しかねます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

高久委員。

○高久委員 今、一般の方がこの犯罪に巻き込まれたり対象となることはないというお話が出ました。報道とかテレビ・新聞などの報道・放送なんかでも、一般の人が対象になることはないと言いながらも、実際は岐阜県大垣市の事件などを見ると、実際にも警察はこういう動きをしていると。政府のほうは、これを改めるとも言っていません。ですから、当然、捜査を行うのは警察の判断次第というような状況もあって、日本の法体系が大きく変えられてしまうというところに人権にかかわる大きな問題が内外から出ている疑念、こういった疑念を無視して、今、国会で審議が進められています。

こういう内心の処罰を対象にするという、憲法が保障する思想・良心の自由の重大な侵害につながる法案です。こうした法案、時間や日にちを決めるのではなくて、しっかりと国会審議の上で廃案にすべきということで、この世論調査の中でも8割近くが「政府の説明は不十分」と、こういう世論調査も出ています。徹底審議の上に3回廃案になっている。名前が変わっても、今回初めて頭に「テロ」という文字がつけました。出ている間は、「テロ」という文字さえありませんでした。そういう法案です。

徹底審議の上に廃案にすべきという立場から、この陳情を採択すべきものというふうに主張しま

す。

○齊藤委員長 それでは、そのほかございますか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

高久委員。

○高久委員 出された陳情について討論いたします。

国民の内心にかかわる問題を犯罪とすることにもなりかねない、この法案です。内心の自由を処罰するということになりかねません。憲法が保障する思想・良心の自由の重大な侵害につながるこの法案は、徹底審議の上に廃案とすべきと、国民の8割近くが「政府の説明は不十分」という、時間的な審議の時間も非常に短いという問題もあります。こうした世論に逆らって、衆議院では採決が強行されました。この法案、しっかりと国民として徹底審議の上、廃案にすべきという立場から、この陳情は採択すべきものといいたします。

○齊藤委員長 そのほかいらっしゃいますか。

君島委員。

○君島委員 本陳情につきましては、組織犯罪処罰法、これにつきましては、先ほど田村委員あるいは吉成委員のほうからも話がありましたとおり、TOCの条約締結のためには必要不可欠な法律であります。そのために制定を国のほうでは見て、国民の安全を図るために制定をするということでやっておりますので、この陳情につきましては不採択とすべきだと思います。

もう一点、内容には直接関係ございませんけれども、国会の予定につきましては、あす15日に参議院の法務委員会、これで本案件につきまして採決が行われ、今週中には参議院本会議において採決が行われるというような状況でございます。

本市におきましては、本定例会の最終日につき

ましては22日ということで、来週の木曜日に終わるという状況でございますので、本陳情の内容につきましては、これらを慎重審議を要請する意見書を出して廃案、あるいは慎重審議を要請する意見書を出してくれということですが、国会の動きと絡み合わせても、全く合わない状況になってもまいりますので、本案につきましては不採択とすべきだと思います。

委員各位におかれましても、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○齊藤委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようなので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

まずは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第7号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情について、採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 賛成が過半数を満たしておりません。改めてお諮りいたします。

陳情第7号 テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法の改正に関する陳情について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 賛成過半数と認めます。

よって、陳情第7号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第7号の審査を終了といたします。
ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

—————◇—————

◎陳情第9号の説明、質疑、討論、 採決

○齊藤委員長 続いて、陳情第9号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○鎌田事務局書記 (陳情第9号について説明)

○齊藤委員長 ただいま説明がございました。

それでは、本陳情について、各委員の意見を受けいたします。

何かご意見はございますでしょうか。

高久委員。

○高久委員 先ほど言われた幸福実現党代表から出された陳情です。ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮に対して、世界平和と安定と重大な脅威ということで、国連決議、6カ国協議の共同声明、平壤宣言に違反するたび重なる暴挙で、断じて許されないものだとも私たちも受けとめています。

その上で、国連安保理決議に基づいて経済制裁も全面実施と強化を行って、外交交渉によって北朝鮮に非核化を迫るべき問題です。こういった考えにそんなに意味はないと思いますが、まだここ

まで北朝鮮が実際に踏み切るかというのは、大変微妙な問題でもあります。意見によっては、ミサイルに至る前に攻撃を無力化する議論なども出ていますが、あくまでも世界平和ということで、外交交渉に頼るべきだという立場です。

J-ALER Tも活用したJ Rや国内での列車をとめるという状況も生まれていますが、そうしたことに韓国自体が大げさ過ぎるという意見も日本に対してあります。そうした中でも、この陳情に対しては、不採択とすべきと思います。

○齊藤委員長 そのほかご意見はございますでしょうか。

吉成副委員長。

○吉成委員 本当にことしに入って、また先週もそうでしたけれども、北朝鮮のミサイル実験がたびたび行われてきているわけです。その中でも脅威だなどと思うのは、やはり排他的経済水域に着弾をせんだってのはしたわけですね。これは、もう日本にとってもゆゆしき重大事案だと思うんです。

そういう中で、日本は何度も何度も、国連に対して、北朝鮮に対する安保理決議をしっかりとやってほしいということでやってきたわけです。今回に関しても、安保理決議、幾つも番号がありますけれども、その中の一つである2356号、ここにより強固な、例えば資産の凍結を求めたり、それから領海通過の禁止を求めたり、そういったものまで追加指定を今回したわけです。ですから、そういう観点からいけば、かなりプレッシャーは北朝鮮に対してかけてきているんだと思います。

ですから、国のほうも、実は北朝鮮のこのミサイルが飛んできた場合には、やはりあらかじめ避難訓練を行うべきじゃないかということで、幾つかの自治体では確に行われている実態はあるわけです。6月12日には、新潟県の燕市で実際に避難訓練が行われました。相当大きなものが行われ

たのかなと思ってネットで調べてみたんですが、参加住人は85人だったということです。

ですから、その訓練自体が果たして意味をなすのかという気がするんですね。那須塩原市は、毎年防災訓練を行っています。9月を大体中心にこれまで行ってきたわけですが、その大前提となる防災訓練は、大きな台風が来たというのが大前提であったり、それから地震であったり、さまざまな想定の中で避難訓練、防災訓練を行ってきたわけですね。仮に今回、この陳情のような避難訓練をやるのであれば、那須塩原市がやっている防災訓練の中の1こま、一部として行うのであれば、多少意味合いはあるかなとは思いますが、単独でのこの開催というのは、私は、完全な無意味とは言いませんけれども、無意味に近い避難訓練になるんじゃないかなという考えを持っていますので、この陳情に対しては不採択とすべきものと考えます。

○齊藤委員長 そのほかございますでしょうか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○齊藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決を行います。

まずは、本件を採択すべきものとするかお諮りいたします。

陳情第9号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情について、採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤委員長 賛成が過半数を満たしていません。

改めてお諮りいたします。

陳情第9号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○齊藤委員長 全会一致と認めます。

よって、陳情第9号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第9号の審査を終了といたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○齊藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎その他

○齊藤委員長 それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますでしょうか。

[発言する人なし]

○齊藤委員長 事務局から何かありますか。

事務局。

○鎌田事務局書記 (事務連絡。)

○齊藤委員長 (陳情第5号に関する意見書について)

—————◇—————

◎閉会の宣告

○齊藤委員長 以上で、今定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時29分